

改正案	現行
<p>（事業計画の決定及び変更）</p> <p>第三条 公共下水道管理者は、法第四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画を定め、又は事業計画の変更（第五条の二の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る<u>予定処理区域</u>（雨水公共下水道に係るものにあつては、<u>予定排水区域</u>。次条第一号及び第五条の二第一号において同じ。）又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの事項に<u>関し利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。</u></p> <p>（公共下水道に係る事業計画の協議の申出）</p> <p>第四条 公共下水道管理者は、法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他次条に規定する事業計画にあつては、国土交通大臣）に提出しなければならない。</p> <p>一 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況</p> <p>二 四（略）</p> <p>五 毎会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）の予定額及びその予定財源</p>	<p>（事業計画の決定及び変更）</p> <p>第三条 公共下水道管理者は、法第四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画を定め、又は事業計画の変更（第五条の二の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る<u>予定処理区域</u>又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの事項に<u>関し利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。</u></p> <p>（公共下水道に係る事業計画の協議の申出）</p> <p>第四条 公共下水道管理者は、法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他次条に規定する事業計画にあつては、国土交通大臣）に提出しなければならない。</p> <p>一 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の用途</p> <p>二 四（略）</p> <p>五 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源</p>

(国土交通大臣に協議する事業計画)

第四条の二 法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法第二条第三号イに該当する公共下水道(以下この号及び第二十条の三第一項第二号イにおいて「一般公共下水道」という。)の事業計画のうち、次のいずれかに該当するもの

イ 予定処理区域(予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、変更後の予定処理区域)の面積が百ヘクタール以下の一般公共下水道の事業計画

ロ 流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する一般公共下水道の事業計画

ハ 第五条の二第二号(処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。)、第三号又は第五号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

二 雨水公共下水道の事業計画

(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)

第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一・二 (略)

三 国土交通省令で定める主要な管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。

四〇六 (略)

(国土交通大臣に協議する事業計画)

第四条の二 法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 予定処理区域(予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、変更後の予定処理区域)の面積が百ヘクタール以下の公共下水道の事業計画

二 流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道の事業計画

三 第五条の二第二号(処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。)、第三号又は第五号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)

第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一・二 (略)

三 国土交通省令で定める主要な管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造又は能力の変更。ただし、同一の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。

四〇六 (略)

第五條の十二 法第七條の二第二項(法第二十五條の十八において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 公共下水道又は流域下水道(以下この条において「公共下水道等」という。)の構造又は維持若しくは修繕の状況、公共下水道等に流入する下水の量又は水質、公共下水道等の存する地域の気象の状況その他の状況(以下この項において「公共下水道等の構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大きいものとして国土交通省令で定める排水施設にあつては、五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

四 第二号の点検その他の方法により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

五 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ(排水施設から下水があふれ出るおそれがある場合に、当該排水施設から下水を排出するための可搬式のポンプをいう。)又は仮設消毒池(水処理施設において下水を処理することができなくなるおそれがある場合に、当該下水を流入させ、その消毒を行うための仮設の池をいう。)の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずること。

2 | 前項に規定するもののほか、公共下水道等の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七条の六 流域下水道管理者は、法第二十五条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)及び次に掲げる事項(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣(次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事)に提出しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の九第七号において同じ。)及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況

二 四 (略)

五 毎会計年度の工事費(維持管理に要する費用を含む。)の予定額及びその予定財源

六 (略)

(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七条の九 法第二十五条の十一第七項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。

二 八 (略)

(流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七条の六 流域下水道管理者は、法第二十五条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)及び次に掲げる事項(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣(次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事)に提出しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の九第七号において同じ。)及びその周辺の地域の地形及び土地の用途

二 四 (略)

五 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源

六 (略)

(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七条の九 法第二十五条の十一第七項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 管渠(これを補完する貯留施設を含む。)の配置、構造又は能力の変更。ただし、同一の建築基準法第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。

二 八 (略)

(都道府県知事が指示する下水道)

第二十四条の三 法第三十七条第一項に規定する政令で定める下水道は、工事に関する指示に係るものにあつては次に掲げるものとし、維持管理に関する指示に係るものにあつては都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。

一 (略)

二 指定都市が管理する公共下水道のうち、次に掲げるもの

イ 一般公共下水道のうち、予定処理区域の面積が百ヘクタール以下のもの又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続するもの

ロ 雨水公共下水道

三・四 (略)

2 (略)

(都道府県知事が指示する下水道)

第二十四条の三 法第三十七条第一項に規定する政令で定める下水道は、工事に関する指示に係るものにあつては次に掲げるものとし、維持管理に関する指示に係るものにあつては都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。

一 (略)

二 指定都市が管理する公共下水道のうち、次に掲げるもの

イ 予定処理区域の面積が百ヘクタール以下の公共下水道

ロ 流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道

三・四 (略)

2 (略)